

## 政令第七十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴

う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十五条及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第三十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

## 目次

### 第一章 関係政令の整備等

#### 第一節 政令の廃止（第一条）

#### 第二節 内閣官房関係（第二条―第十一条）

#### 第三節 内閣府関係（第十二条―第二十一条）

第四節 復興庁関係（第二十二條・第二十三條）

第五節 総務省関係（第二十四條―第三十五條）

第六節 法務省関係（第三十六條―第四十條）

第七節 外務省関係（第四十一條―第四十三條）

第八節 財務省関係（第四十四條―第五十一條）

第九節 文部科学省関係（第五十二條―第六十七條）

第十節 厚生労働省関係（第六十八條―第八十六條）

第十一節 農林水産省関係（第八十七條―第九十七條）

第十二節 經濟産業省関係（第九十八條―第一百一十條）

第十三節 国土交通省関係（第一百十二條―第一百二十八條）

第十四節 環境省関係（第一百二十九條―第一百三十三條）

第十五節 防衛省関係（第一百三十四條―第一百三十六條）

第二章 經過措置（第三百三十七條―第三百五十五條）

## 附則

### 第一章 関係政令の整備等

#### 第一節 政令の廃止

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）
- 二 総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）
- 三 財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）
- 四 文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）
- 五 厚生労働省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十一号）
- 六 農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号）
- 七 経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）
- 八 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）
- 九 環境省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十五号）

十 外務省独立行政法人評価委員会令（平成十五年政令第七十二号）

十一 防衛省独立行政法人評価委員会令（平成十九年政令第二号）

## 第二節 内閣官房関係

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第七号中「こととされる」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十六条の規定による改正前の」を加え、「（平成十四年法律第百八十号）」を削り、同条第十三号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号。以下「平成二十七年独法整備政令」という。）第百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構の」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法

整備法」という。)第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号。以下「旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」という。)第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を含む。)の」に改め、同条第十八号中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に、「独立行政法人海洋研究開発機構の」を「平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号。以下「旧独立行政法人海洋研究開発機構法」という。)第三条の独立行政法人海洋研究開発機構(国立研究開発法人海洋研究開発機構を含む。)の」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人産業技術総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号。以下「旧独立行政法人産業技術総合研究所法」という。)第二条の独立行政法人産業技術総合研究所(国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。)の」に改め、同条第二

十五号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所を」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を」に改め、同条第二十六号中「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人情報通信研究機構の」を「平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「旧独立行政法人情報通信研究機構法」という。）第三条の独立行政法人情報通信研究機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。）の」に改め、同条第二十八号中「第六項」を「平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第六項」に改め、「施行日後の研究所等」の下に「（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人国立文化財機構を含む。）」を加え、同条第三十号中「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の

規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に改め、「施行日後の研究機構等」の下に「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所を含む。）」を加え、同条第三十二号中「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人国立環境研究所の」を「平成二十六年独法整備法第二百四十四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号。以下「旧独立行政法人

国立環境研究所法」という。) 第二条の独立行政法人国立環境研究所(国立研究開発法人国立環境研究所を含む。)の「に改め、同条第三十五号中「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人森林総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第五百十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下「旧独立行政法人森林総合研究所法」という。)第二条の独立行政法人森林総合研究所(国立研究開発法人森林総合研究所を含む。)の「に改め、同条第四十号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」を「平成二十六年独法整備法第三百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号。以下「旧高度専門医療独立行政法人法」という。)第四条第一項に規



定する国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターを含む。）に改め、同条第四十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第四十四号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条に次の一号を加える。

四十五 平成二十六年独法整備法附則第二十五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人国立病院機構の職員としての在職期間

第六条第一項第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「平成二十六年独法整備法第九十条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法」に改め、「平成十六年法律第一百五十五号」の下に「。以下「旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法」という。」を加え、同項第十六号中「独立行政法人科学技術振興機構（）」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（）」に、「独立行政法人科学技術振興機構法（）」を「平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技

術振興機構法（」に改め、「平成十四年法律第百五十八号」の下に「。以下「旧独立行政法人科学技術振興機構法」という。」を加え、「及び独立行政法人科学技術振興機構法」を「及び旧独立行政法人科学技術振興機構法」に、「を含む」を「並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む」に改め、同条第二項第一号中「定める」を「掲げる」に改め、同号ロ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「除く」の下に「。ハにおいて同じ」を加え、同号ハ中「又はロ」を「に該当していたもの、行政執行法人若しくは旧特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）以外の独立行政法人に該当していたもの又は特殊法人」に改め、同条第三項第一号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「適用される」を「適用する」に改める。

第九条の二第六号を次のように改める。

六 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）第二条の

規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

第九条の二第九号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号。以下「旧独立行政

法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」という。）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律）に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」に、「を含む」を「並びに旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同条第十二号中「独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）」を「平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号。以下「旧独立行政法人理化学研究所法」という。）第二条の独立行政法人理化学研究所（旧独立行政法人理化学研究所）」に改め、「旧理化学研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第十三号を次のように改める。

十三 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団

法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

第九条の二第二十五号中「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法）を「平成二十六年独法整備法第四百八条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」という。）第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）に、「を含む」を「及び独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構を含む」に改め、同条第四十二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「旧独立行政法人宇宙航空研究

開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法）に改め、「旧宇宙開発事業団」の下に「を含む。」を加え、同条第五十号中「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」を「平成二十六年独法整備法第一百五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧独立行政法人水産総合研究センター法」という。）第二条の独立行政法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除き、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律）に改め、「旧海洋水産資源開発センター」の下に「を含む。」を加え、同条第五十二号中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構（旧独立行政法人海洋研究開発機構法）に改め、「旧海洋科学技術センター」の下に「を含む。」を加え、同条第七十四号中「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（」を「旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除き、」に、「を含む」を「及び独立行政法人通信

総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む」に改め、同条第八十八号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）」の下に「。以下「旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」という。以下「旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）」を「旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」に改め、同条第九十八号中「第三百一十一号」を「第百号」に改め、同条第百十三号を次のように改める。

百十三 行政執行法人以外の独立行政法人

第九条の二第二百二十九号中「旧林木育種センター」を「旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除き、旧林木育種センター）」に改め、「除く。」の下に「を含む。」を加え、同条に次の十四号を加える。

百六十四 平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号。以下「旧独立行政法人物質・材料研究機構法」という。）第三条

の独立行政法人物質・材料研究機構（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百六十五 平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号。以下「旧独立行政法人防災科学技術研究所法」という。）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百六十六 平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧独立行政法人放射線医学総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百六十七 旧高度専門医療独立行政法人法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

百六十八 平成二十六年独法整備法第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号。以下「旧独立行政法人農業生物資源研究所法」という。）第二



条の独立行政法人農業生物資源研究所（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日以前までの間におけるものを除く。）

百六十九 平成二十六年独法整備法第五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日以前までの間におけるものを除く。）

百七十 平成二十六年独法整備法第五十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号。以下「旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法」という。）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日以前までの間におけるものを除く。）

百七十一 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行の日以前までの間におけるものを除く。）

百七十二 平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平

成十一年法律第二百五号。以下「旧独立行政法人土木研究所法」という。）第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十三 平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号。以下「旧独立行政法人建築研究所法」という。）第二条の独立行政法人建築研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十四 平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究所法」という。）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十五 平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号。以下「旧独立行政法人港湾空港技術研究所法」という。）第二条

の独立行政法人港湾空港技術研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十六 平成二十六年独法整備法第八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号。以下「旧独立行政法人電子航法研究所法」という。）第二条の独立行政法人電子航法研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十七 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

第九条の四第五号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法）」に改め、「旧日本原子力研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第七号中「独立行政法人理化学研究所法」を「旧独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所（旧独立行政法人理化学研究所法）」に改め、「旧理化学研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第二十六号中「独立行政法人新エ

エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、「旧新エネルギー・産業技術総合開発機構」の下に「を含む。」を加え、同条第二十七号中「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」を「旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」に改め、「旧通信・放送機構」の下に「を含む。」を加え、同条第三十九号中「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条」を「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条」に、「並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」を「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人食品総合研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第四十号中「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」を「旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター」の下に「を含む。」を加え、同条第四十一号中「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備

備法」を「旧独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人北海道開発土木研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第四十四号を次のように改める。

四十四 旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧林木育種センターを含む。）

第九条の四に次の十五号を加える。

百九 旧独立行政法人物質・材料研究機構法第三条の独立行政法人物質・材料研究機構

百十 旧独立行政法人防災科学技術研究所法第三条の独立行政法人防災科学技術研究所

百十一 旧独立行政法人放射線医学総合研究所法第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所

百十二 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構

百十三 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構

百十四 旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構

百十五 旧独立行政法人農業生物資源研究所法第二条の独立行政法人農業生物資源研究所

百十六 旧独立行政法人農業環境技術研究所法第二条の独立行政法人農業環境技術研究所

百十七 旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法第二条の独立行政法人国際農林水産業研究セン

ター

百十八 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所

百十九 旧独立行政法人建築研究所法第二条の独立行政法人建築研究所

百二十 旧独立行政法人海上技術安全研究所法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所

百二十一 旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所

百二十二 旧独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所

百二十三 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所

第十条並びに別表第一イの表備考及びロの表備考第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員倫理規程の一部改正)

第三条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」を「行政執行法人（以下「行政執行法人」に改め、同項第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第七号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六条第一項各号、第七条第一項、第十四条第二号から第五号までの規定、第十五条第一項第四号及び第十六条第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 国立研究開発法人海上技術安全研究所
- 二 国立研究開発法人建築研究所
- 三 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

第三条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第三条第七号から第十一号までを次のように改める。

七 国立研究開発法人情報通信研究機構

八 国立研究開発法人森林総合研究所

九 国立研究開発法人水産総合研究センター

十 国立研究開発法人土木研究所

十一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第三条第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十四 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第五条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。



第四条第一項第二十一号中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改め、同項第二十七号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第六条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の七号を加える。

- 五 独立行政法人国立公文書館
- 六 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
- 七 独立行政法人統計センター
- 八 独立行政法人造幣局
- 九 独立行政法人国立印刷局
- 十 独立行政法人製品評価技術基盤機構

十一 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第一条第二項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を削り、同項第八号中「前項各号」を「前項第一号から第十号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「独立行政法人国立病院機構」を「第一項第十一号に掲げる法人」に改める。

第一条の二第一項第一号中「以後に引き続いて」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。次号において「平成二十六年通則法改正法」という。）による改正前の」を、「の職員」の下に「又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員」を加え、同項第二号中「に引き続いて」の下に「平成二十六年通則法改正法による改正前の」を、「の職員」の下に「又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員」を加える。

第五条第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「平成二十六年独法整備法第八十八条の規

定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第五号中「独立行政法人産業技術総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所の」に改め、同条第七号中「独立行政法人情報通信研究機構の」を「平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第三条の独立行政法人情報通信研究機構の」に改め、同条第十一号中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第三条の独立行政法人物質・材料研究機構、平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所」に改め、同条第十五号中「独立行政法人水産総合研究センター及び」を「平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（

平成十一年法律第九十九号) 第二条の独立行政法人水産総合研究センター及び」に、「独立行政法人水産総合研究センターの」を「平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターの」に改め、同条第十六号中「独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所」を「平成二十六年独法整備法第四百九十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号) 第二条の独立行政法人農業生物資源研究所、平成二十六年独法整備法第五百零一条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所、平成二十六年独法整備法第五百零二条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号) 第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター及び平成二十六年独法整備法第五百零三条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号) 第二条の独立行政法人森林総合研究所」に改め、同条第十八号中「独立行政法人土木研究所及び」を「平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号) 第二条の独立行

政法人土木研究所及び」に、「独立行政法人土木研究所の」を「平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所の」に改め、同条第二十条中「独立行政法人建築研究所」を「平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第二条の独立行政法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所、平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第二条の独立行政法人電子航法研究所」に改め、同条第二十一条中「独立行政法人国立環境研究所の」を「平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第二条の独立行政法人国立環境研究所の」に改める。

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令(平成十九年政令第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第八条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「退職する時」を「退職した場合」に改める。

第四条第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第十二条第一号中「若しくは特定独立行政法人」を削る。

第十三条第一項中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

第十三条第一項第二十三号を削る。

第十五条第一項中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 原子力規制庁長官

第二十三条第七号及び第二十七条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第二独立行政法人国立病院機構の項を削る。

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令

第一条中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二条中「、特定独立行政法人」を「、行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同条第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第三条第一項第一号から第三号まで及び第二項、第四条、第六条第一号、第十一条第三号及び第七号、第十二条第三号、第十三条第一項から第三項まで及び第四項第三号、第十五条、第二十条、第二十一条第二項第三号、第二十二條第二項並びに第二十三條第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第十条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。



第三条第四号を次のように改める。

四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

(採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正)

第十一条 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令(平成二十六年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

### 第三節 内閣府関係

(公認会計士法施行令の一部改正)

第十二条 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

(道路交通法施行令の一部改正)

第十三条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

（地震防災対策特別措置法施行令の一部改正）

第十四条 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十五条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号を削る。

第十七条第四号を削る。

附則第三条後段を削り、同条の表独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日の項を削る。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十六条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第二条第二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

（再就職等監視委員会令の一部改正）

第十七条 再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（

平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含む。)」に改める。

(官民の人材交流の範囲を定める政令の一部改正)

第十八条 官民の人材交流の範囲を定める政令(平成二十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四号中「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

(消費者庁組織令の一部改正)

第十九条 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第八号を削る。

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

別表の二十四の項中「独立行政法人等の中期目標」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては年度目標。

ハにおいて同じ。）」を加え、ロを削り、ハをロとし、同項二中「中期計画」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期計画、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては事業計画）」を加え、同項ニを同項ハとする。

（独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人日本医療研究開発機構法（）」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）」に改める。

附則第二条の見出し、附則第四条の見出し及び同条第一項第六号中「独立行政法人日本医療研究開発機

構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

附則第五条の見出しを「(国立研究開発法人日本医療研究開発機構の成立の時に於いて承継される国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利及び義務)」に改め、同条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

#### 第四節 復興庁関係

(復興庁組織令の一部改正)

第二十二条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正)

第二十三条 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令(平成二十四年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改め

る。

## 第五節 総務省関係

(公職選挙法施行令の一部改正)

第二十四条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「特定独立行政法人(」を「行政執行法人(」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

(電波法関係手数料令の一部改正)

第二十五条 電波法関係手数料令(昭和三十二年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二号中「独立行政法人科学技術振興機構（）」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第八十五条の規定による改正前の）」に改め、「平成十四年法律第五百五十八号）」の下に「第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法」を加え、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（）」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の）」に改め、「平成十四年法律第六十一号）」の下に「第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法」を加え、同条第四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（）」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の）」に改め、「平成十六年法律第五百五十五号）」の下に「第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法」を加え、「独立行政法人理化学研究所（）」を「国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の）」に改め、「平成十四年法律第六十号）」の下に「第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法」を加え、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（）」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条



の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百四十五号」の下に「第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法」を加え、同条第五号中「独立行政法人海洋研究開発機構（を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に改め、「平成十五年法律第九十五号）」の下に「第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法」を加える。

第四十三条第六項第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法」の下に「第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法」を加え、「独立行政法人科学技術振興機構（を「国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人科学技術振興機構法」の下に「第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法」を加え、同項第四号中「株式会社国際協力銀行、」の下に「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の」を加え、「独立行政法人理化学研究所（を「を含む。）」、国立研究開

発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人理化学研究所法」の下に「第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法」を加え、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」の下に「第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法」を加え、同項第五号中「独立行政法人海洋研究開発機構（」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人海洋研究開発機構法」の下に「第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法」を加え、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第二十七条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法

人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第二十八条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第四号イ中「（第二号の規定による評価に関連する場合に限る。）」を削る。

第十条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同条第十七号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」

に改め、同号を同条第十七号とする。

第十一条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十三号」を「第十二号」に、「第十六号及び第十七号」を「第十五号及び第十六号」に改める。

第十三条第一項第九号を削る。

第二十五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六十九条第五号を削り、同条第六号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第五号とする。

第七十一条第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第八十九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第一百一十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附則第六条第一項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

## 第十六条 削除

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第二十九条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第一章 研究開発に関する審議会による意見聴取（第一条・第二条）

第二章 会計監査人の監査を要しない独立行政法人（第三条）

第三章 不要財産等の国庫納付等（第四条―第十条）

第四章 人事管理（第十一条―第二十条）

第五章 積立金及び国庫納付金（第二十一条―第二十四条）

## 第六章 教育公務員の範囲（第二十五条）

### 附則

#### 第一章 研究開発に関する審議会による意見聴取

第一条を次のように改める。

（意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務及び事業）

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第四項に規定する軽微な研究開発（通則法第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下同じ。）の事務及び事業として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第二項第一号に掲げる業務に係るもの
- 二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる業務（酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に

係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務に係るもの

三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に係るもの

第九条の見出しを削り、同条中「独立行政法人物質・材料研究機構法」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構法」に、「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」に、「独立行政法人産業技術総合研究所法」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改め、同条を第二十五条とする。

第八条第一項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法」に、「同表」

を「同表」に改め、「会計に」の下に「、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、それぞれ」を加え、同条第二項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人又は別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

## 第六章 教育公務員の範囲

第七条中「国庫納付金は、」の下に「別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあつては」を、「までに」の下に「、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあつては中长期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中长期目標の期間をいう。）の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあつては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに」を加え、同条を第二十三条とする。

第六条第一項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項（前二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第



四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあるのは「に、当該期間最後の事業年度（中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第三」と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第六条を第二十二条とする。

第五条第一項中「別表の第一欄」を「別表第一の第一欄」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法

」に改め、同項第一号及び同条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第二十九条第二項第一号」とあるのは「第三十五条の四第二項第一号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）」とあるのは「毎事業年度」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」とあるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。

第五条を第二十一条とする。

第四条第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第五章 積立金及び国庫納付金

第三条の見出しを「（行政執行法人による報告）」に改め、同条を第十九条とし、第二条の八を第十条とし、同条の次に次の章名及び八条を加える。

#### 第四章 人事管理

（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）

第十一条 通則法第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

##### 一 基礎研究

##### 二 福祉に関する業務

##### 三 研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

（離職を余儀なくされることが見込まれる中期目標管理法人事職員の数）

第十二条 通則法第五十条の四第二項第五号に規定する政令で定める人数は、三十人とする。

(密接関係法人等の範囲)

第十三条 通則法第五十条の四第三項に規定する営利企業等(同項に規定する営利企業等をいう。以下この条及び第十五条第四号において同じ。)のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該中期目標管理法(当該中期目標管理法により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている営利企業等で総務省令で定めるものを含む。)が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業等として総務省令で定めるもの

二 通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日(次号において「行為日」という。)前五年間に係る営利企業等の事業年度(以下この号において「事業年度」という。)のうちいずれかの事業年度において当該中期目標管理法との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるもの

を受ける契約を除く。)の総額が二千万円以上である営利企業等であつて、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント(資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である営利企業等にあつては、十パーセント)以上であるもの

三 行為日前五年間に、当該中期目標管理法人に対し、許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。)又は補助金等(補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の交付に係る申請中の期間がある営利企業等

四 当該中期目標管理法人による立入検査(法令の規定に基づき行われるものに限る。)又は不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)の対象となり得る営利企業等

(退職手当通算予定役職員の範囲)

第十四条 通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人等(同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合

に通則法第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手續)

第十五条 通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を中期目標管理法の長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 中期目標管理法の役員又は職員 の地位

三 法令等違反行為(通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。)の要求又は依頼をした再就職者(通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。

)の氏名

四 前号の再就職者とその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

(中期目標管理法人の長への届出)

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人事職員(同項に規定する中期目標管理法人事職員をいう。以下この条において同じ。)は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。

2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人事職員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

3 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人事職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

- 二 中期目標管理法役職員の地位
- 三 再就職の約束をした日
- 四 離職予定日
- 五 再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

（中期目標管理法人の長による報告）

第十七条 通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

（国立研究開発法人への準用）



第十八条 第十一条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第十一条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、第十二条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において読み替えて準用する通則法」と、第十三条中「第五十条の四第三項」とあるのは「第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第三項」と、同条第二号中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、同条第四号中「又は不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）の対象」とあるのは「の対象」と、第十四条から前条までの規定中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と読み替えるものとする。

第二条の七を第九条とする。

第二条の六第一項中「第二条の四第五項」を「第六条第五項」に改め、同条第二項中「第二条の四第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第二条の五の見出し中「中期計画」を「中期計画等」に改め、同条第一項中「通則法第四十四条第三項」を「中期目標管理法」に、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、「場

合」の下に「、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合」を加え、同条を第七条とする。

第二条の四第一項第四号中「不要財産の帳簿価額」を「当該不要財産の帳簿価額」に改め、同条第二項第二号中「第二条の六第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第四号中「譲渡した」を「譲渡をした」に改め、同条を第六条とする。

第二条の三の見出し中「中期計画」を「中期計画等」に改め、同条第一項中「通則法第四十四条第三項の中期計画」を「中期目標管理法（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。以下同じ。）」の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）に、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、「場合」の下に「、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）」において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人を

いう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合」を加え、同条を第五条とする。

第二条の二第一項中「政府出資等に係る不要財産」の下に「（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第六条第一項において同じ。）」を加え、同項第三号中「不要財産の帳簿価額」を「当該不要財産の帳簿価額」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを削り、同条中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に、「独立行政法人は」を「独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）は」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の章名を付する。

### 第三章 不要財産等の国庫納付等

第一条の次に次の一条及び章名を加える。

（研究開発に関する審議会）

第二条 通則法第三十五条の四第四項に規定する審議会等で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本

医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）で定める主務大臣にあつては、日本医療研究開発機構審議会とする。

## 第二章 会計監査人の監査を要しない独立行政法人

別表中「第五条、第六条、第八条関係」を「第二十一条―第二十四条関係」に改め、同表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項及び独立行政法人空港周辺整備機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立公文書館の項を削り、同表独立行政法人酒類総合研究所の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項、独立行政法人農林水産総合研究所の項から独立行政法人水産総合研究所センターの項まで、独立行政法人産業技術総合研究所の項から独立行政法人建築研究所の項まで、独立行政法人海上技術安全研究所の項から独立行政法人電子航法研究所の項まで、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項及び独立行政法人統計センターの項を削り、同表独立行政法人農畜産業振興機構の項、独立行政法人農林漁業信用基金の項、独立行政法人国際協力機構の項及び独立行政法人国際交流基金の項中「同条第三項」を「同条第二項」

に改め、同表独立行政法人理化学研究所の項を削り、同表独立行政法人日本スポーツ振興センターの項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人福祉医療機構の項中「同条第四項及び第五項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項、独立行政法人水資源機構の項及び独立行政法人自動車事故対策機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立病院機構の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人環境再生保全機構の項及び独立行政法人日本学生支援機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人海洋研究開発機構の項を削り、同表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の項中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項から独立行政法人日本医療研究開発機構の項までを削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第二十一条―第二十四条関係）

一	二	三	四	五
---	---	---	---	---



<p>国立研究開発法人 国際農林水産業研 究センター</p>	<p>国立研究開発法人 農業環境技術研究 所</p>	<p>農業生物資源研究 所</p>
<p>国立研究開発法人 国際農林水産業研 究センター法（平 成十一年法律第百</p>	<p>国立研究開発法人 農業環境技術研究 所法（平成十一年 法律第百九十四号 ）第十二条第一項</p>	<p>農業生物資源研究 所法（平成十一年 法律第百九十三号 ）第十二条第一項</p>
	<p>農林水産省令</p>	<p>農林水産省令</p>
<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>	
<p>一般会計</p>	<p>一般会計</p>	

	国立研究開発法人 森林総合研究所		
項	国立研究開発法人 水産総合研究センター ター	九十七号)第十二 条第一項	国立研究開発法人 森林総合研究所法 (平成十一年法律 第九十八号)第 十四条第一項
	農林水産省令		農林水産省令
	同条第三項		同条第二項
	一般会計		一般会計



<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究 所</p>	<p>国立研究開発法人 土木研究所</p>	<p>国立研究開発法人 建築研究所</p>
<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究 所法第十二条第一 項</p>	<p>国立研究開発法人 土木研究所法（平 成十一年法律第二 百五号）第十四条 第一項</p>	<p>国立研究開発法人 建築研究所法（平 成十一年法律第二 百六号）第十三条</p>
<p>経済産業省令</p>	<p>国土交通省令</p>	<p>国土交通省令</p>
<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>
<p>一般会計</p>	<p>一般会計</p>	<p>一般会計</p>

電子航法研究所	国立研究開発法人		所	国立研究開発法人 港湾空港技術研究		所	国立研究開発法人 海上技術安全研究	
電子航法研究所法	国立研究開発法人	第十二条第一項	法律第二百九号)	所法 (平成十一年	第十二条第一項	法律第二百八号)	所法 (平成十一年	第一項
	国土交通省令			国土交通省令			国土交通省令	
	同条第三項			同条第三項			同条第三項	
	一般会計			一般会計			一般会計	

	国立研究開発法人 国立環境研究所	国立研究開発法人 理化学研究所
(平成十一年法律 第二百十号) 第十 三条第一項	国立研究開発法人 国立環境研究所法 (平成十一年法律 第二百十六号) 第 十二条第一項	国立研究開発法人 理化学研究所法 (平 成十四年法律第 百六十号) 第十七 条第一項
	環境省令	文部科学省令
	同条第三項	同条第三項
	一般会計	一般会計

国立研究開発法人	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 法（平成十五年法 律第九十五号）第 十八条第一項	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	国立研究開発法人	国立研究開発法人
高度専門医療に関	第一項 五号）第二十一条	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
厚生労働省令	文部科学省令・経 済産業省令	文部科学省令				
同条第二項	同条第二項	同条第三項				
一般会計	一般会計（同法第二 十条第一項第一号の 業務に係る勘定にお ける国庫納付金にあ つては、エネルギー 対策特別会計の電源 開発促進勘定）	一般会計				

国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開	する研究等を行う 国立研究開発法人 に関する法律（平 成二十年法律第九 十三号）第二十条 第一項
--	---

別表第三（第二十一条―第二十四条関係）

独立行政法人農林	公文書館	独立行政法人国立公文書館	一
独立行政法人農林	条第一項	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十二条第一項	一一
農林水産省令		内閣府令	三
同条第三項		同条第三項	四
一般会計		一般会計	五

療研究センター	発法人国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	
一項		国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十七条第	
令		学省令・厚生労働省令・経済産業省	
		内閣府令・文部科	
		同条第三項	
		一般会計	

<p>水産消費安全技術 センター</p>	<p>独立行政法人製品 評価技術基盤機構</p>	<p>独立行政法人駐留 軍等労働者労務管 理機構</p>
<p>水産消費安全技術 センター法（平成 十一年法律第百八 十三号）第十一条 第一項</p>	<p>独立行政法人製品 評価技術基盤機構 法第十二条第一項</p>	<p>独立行政法人駐留 軍等労働者労務管 理機構法（平成十 一年法律第二百十 七号）第十一条第 七号）第十一条第</p>
	<p>経済産業省令</p>	<p>防衛省令</p>
	<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>
	<p>一般会計</p>	<p>一般会計</p>

	独立行政法人統計 センター	独立行政法人統計 センター法（平成 十一年法律第二百 十九号）第十三条	総務省令	同条第三項	一般会計
第一項					

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の

一部改正）

第三十条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める

政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

第五号から第七号までを次のように改める。



五 国立研究開発法人海洋研究開発機構

六 国立研究開発法人科学技術振興機構

七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第四十一号を次のように改める。

四十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第八十九号を次のように改める。

八十九 国立研究開発法人理化学研究所

第九十四号から第二百二号までを次のように改める。

九十四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

九十五 国立研究開発法人農業生物資源研究所

九十六 国立研究開発法人農業環境技術研究所

九十七 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

九十八 国立研究開発法人森林総合研究所

九十九 国立研究開発法人水産総合研究センター

百 国立研究開発法人土木研究所

百一 国立研究開発法人建築研究所

百二 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

(電波法施行令の一部改正)

第三十一条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二号及び第三号を次のように改める。

二 国立研究開発法人防災科学技術研究所

三 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

第十五条第八号及び第九号を次のように改める。

八 国立研究開発法人農業環境技術研究所

九 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第十五条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 国立研究開発法人土木研究所

十二 国立研究開発法人建築研究所

第十五条第十四号から第十六号までを次のように改める。

十四 国立研究開発法人海上技術安全研究所

十五 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

十六 国立研究開発法人電子航法研究所

第十五条第二十二号を次のように改める。

二十二 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正)

第三十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年政令第百九十九号)の

一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号イを次のように改める。

イ 次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績等に係る評価の結果に

## 関する情報

(1) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する中期目標管理法

同法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(2) 独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人 同法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(3) 独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人 同法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(4) 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等 同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(5) 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター 同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に

基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(電波法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十三条 電波法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三百六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同号を同項第二号とする。

(独立行政法人情報通信研究機構法施行令の一部改正)

第三十四条 独立行政法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構法（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。」に改める。

第二条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改め、同条第二項中「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令の一部改正）

第三十五条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### 第六節 法務省関係

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第三十六条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

第三十七条 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「（国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例）」に改め、同項中「独立行

政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所

が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発

法人森林総合研究所」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第三十八条 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「（国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例）」に改め、同項中「独立行

政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所

が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発



法人森林総合研究所」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十九条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号を次のように改める。

九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第二条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人情報通信研究機構

第三条第十五号中「により」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第三条の」を加える。

(総合法律支援法施行令の一部改正)

第四十条 総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第十八条・第十九条）」を「第四章 不要財産（第十八条―第二十四条）」に

第五章 雑則（第二十五条）」

改める。

第十五条第二項中「。第十八条において「準用通則法」という。」第四十六条」を「。第四十六条第一項」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 不要財産

第十八条を次のように改める。

（不要財産の国庫納付）

第十八条 支援センターは、法第四十七条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第二十条第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、法第四十七条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければ

ならない。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 支援センターは、法第四十七条の二第一項本文の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日まで、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

第十九条第三項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の次に次の六条及び章名を加える。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第十九条 支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 支援センターは、第一項の規定による通知を行ったときは、法務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二十条 支援センターは、法第四十七条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと(以下「譲渡収入による国庫納付」という。)について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項

2 支援センターは、法第四十七条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を法務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によって得られた収入の額（第二十二條第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡をした時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による報告書の提出を受けたときは、法第四十七條の二第二項本文の規定により法務大臣が定める基準に従い算定した金額を支援センターに通知するものとする。

5 支援センターは、前項の規定による通知を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二十一条 支援センターは、法第四十五條第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項

を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による通知があつた場合について準用する。

（簿価超過額の国庫への納付）

第二十二條 支援センターは、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があつた場合には、法第四十七條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二十条第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 支援センターは、簿価超過額があつた場合において、法第四十七條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出と併せて、次に掲げる事項

を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 支援センターは、法第四十七条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二十三条 法第四十七条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を法務大臣及び財務大臣が定めるものとする。



る。

（資本金の減少に係る通知及び報告）

第二十四条 法務大臣は、法第四十七条の二第四項の規定により支援センターに対する政府からの出資がなかったものとされ、支援センターの資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を支援センターに通知するものとする。

2 支援センターは、法第四十七条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に報告するものとする。

3 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

## 第五章 雑則

### 第七節 外務省関係

（外務省組織令の一部改正）

第四十一条 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とする。

第十一条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十七条第三項中「並びに同条第三十六号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものを除く。）」を削る。

第十九条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第二十四条第七号を削り、同条第八号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第七号とする。

第七十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

（旧独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正）

第四十二条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。  
（独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正）

第四十三条 独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第六条中「第三十一条第八項」を「第三十一条第七項」に改める。

#### 第八節 財務省関係

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第三条第一項第五号、第九条第二項及び第四項並びに第十六条第一項及び第二項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総

合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四十五条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二条第一項第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五条第三項第八号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の三第一項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第四号を削り、同条第三項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号を削る。

第十二条の三の二（見出しを含む。）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条の五第四項中「、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構」を「又は独立行政法人国立印刷局」に改める。

第十三条第一項各号及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十三条第一項第十四号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律）」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号））」に改める。

第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）」による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」に、「及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律

第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第十七号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（）」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（）」に、「並びに」を「、平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人科学技術振興機構（）」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（）」に、「、独立行政法人科学技術振興機構法」を「、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）」に、「並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）」を「、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む」に改め、同項第二十号中「独立行政法人理化学研究所（）」を「国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の）」に、「を含む」を「及び同法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む」に改め、同項

第四十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（）」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の）」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む」に改め、同項第五十三号中「独立行政法人海洋研究開発機構（）」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の）」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）」を「同法」に改め、同項第九十六号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第三百三十二号を次のように改める。

百三十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第四十三条第二項第六号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（）」を「国立研究開発法人日本原子

力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第三十一号を次のように改める。

三十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第四十号及び第四十一号を次のように改める。

四十 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

四十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）

第四十三条第二項第六十号を次のように改める。



六十 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第六十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第百十七号を次のように改める。

百十七 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第八章の二の章名中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十四条の五第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者について法の規定を適用する場合における第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の三の二、第十二条の五及び第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項

に規定する公務上の災害

に規定する公務上の災害（独立行政

<p>第十二条第一項及び第二項</p>	<p>同項</p>	<p>法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>第十二条の三第一項</p>	<p>同項</p>	<p>行政執行法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの</p>
<p>より読み替えて適用する場合を含む</p>	<p>同項（法第二百二十四条の三の規定に</p>	<p>より読み替えて適用する場合を含む</p>

	及び第三号	<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額</p>
。）	から第四号まで	<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額</p> <p>四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定め</p>

	第十二条の三第三項	
同項	及び第三号	<p>る割合を乗じて得た金額</p> <p>同項（法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国</p>	から第四号まで	<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国</p>

---

立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

---

立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当

該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人

第十二条の五第四項		
又は独立行政法人国立印刷局	行政執行法人	同条第四項
、独立行政法人国立印刷局又は独立	学法人等 法別表第三に掲げるもの又は国立大 行政執行法人、独立行政法人のうち	同条第四項（法第二百二十四条の三の 規定により読み替えられた法第九十 九条第六項及び第七項において読み 替えて適用する場合を含む。）
		国立病院機構の職員である長期組 合員の標準報酬の月額合計額及 び当該長期組合員の標準期末手当 等の額の合計額の合算額の割合を 乗じて得た金額

		行政法人国立病院機構
第十三条	適用する場合	適用する場合並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合
行政執行法人	行政執行法人、独立行政法人のうち 法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等	

第四十五条の二第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第八条第一項の項、法第十二条第一項の項、法第二百二条第一項の項及び法第二百二条第四項の項並びに同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第八条第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第三十条の見出し中「核燃料サイクル開発機構法」を「動力炉・核燃料開発事業団法」に改め、同

条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法」を「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法」に、「旧核燃料サイクル開発機構法」を「旧動力炉・核燃料開発事業団法」に、「及び」を「及び平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に改める。

附則第三十四条の二の三第五項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条の三の二の項及び第十三条の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第四十六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「第九十九条第三項（共済法）の下に「第二百二十四条の三及び」を加え、同項第二号から第五号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

(財務省組織令の一部改正)

第四十七条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。



第三条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十六号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条中第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第五号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

第十五条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第十九条第四号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十六条第八号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第四十七条第八号を次のように改める。

八 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

第九十条第六号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則第二条の三を削る。

附則第四条の五を削る。

(独立行政法人造幣局法施行令の一部改正)

第四十八条 独立行政法人造幣局法施行令(平成十四年政令第三百八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という)を「対象事業年度(同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ)に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第二条中「期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第四条第一項中「次の中期目標の期間に」を「対象事業年度の次の事業年度に」に改め、「中期目標の期間の最初の」を削り、同条第二項中「、期間最後の事業年度」を「、対象事業年度」に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

(独立行政法人国立印刷局法施行令の一部改正)

第四十九条 独立行政法人国立印刷局法施行令(平成十四年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という)を「対象事業年度(同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ)に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第二条中「期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第四条第一項中「次の中期目標の期間に」を「対象事業年度の次の事業年度に」に改め、「中期目標の期間の最初の」を削り、同条第二項中「、期間最後の事業年度」を「、対象事業年度」に、「当該期間最

後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第五十条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第四号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)」第三百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」に改める。

第五十条第九項第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第五十一条第一項第二号、第十五号、第二十号イ及びハからヘまで並びに第二十二号、第三項第二号、第四項第二号及び第四号並びに第七項第六号並びに第五十二条第一項第五号ロ及び第六号イ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第五十七条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正)

第五十一条 株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

#### 第九節 文部科学省関係

(教育公務員特例法施行令の一部改正)

第五十二条 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号並びに同条第三項及び第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(著作権法施行令の一部改正)

第五十三条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人防災科学技術研究所

別表第十号を次のように改める。

十 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改正)

第五十四条 発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十三号)の一部を次のように改

正する。

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

(文化財保護法施行令の一部改正)

第五十五条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「港務局」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振

興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所」を加え、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」、「独立行政法人日本原子力研究開発機構」及び「独立行政法人理化学研究所」を削る。

附則第八項中「、独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第五十六条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第五号から第八号までを次のように改める。

五 国立研究開発法人物質・材料研究機構

六 国立研究開発法人防災科学技術研究所

七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

八 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第十一号を次のように改める。

十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

別表第十七号から第二十二号までを次のように改める。

十七 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十八 国立研究開発法人農業生物資源研究所

十九 国立研究開発法人農業環境技術研究所

二十 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

二十一 国立研究開発法人森林総合研究所

二十二 国立研究開発法人水産総合研究センター

別表第二十四号を次のように改める。



二十四 国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六 国立研究開発法人土木研究所

二十七 国立研究開発法人建築研究所

別表第二十九号から第三十一号までを次のように改める。

二十九 国立研究開発法人海上技術安全研究所

三十 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十一 国立研究開発法人電子航法研究所

別表第三十五号を次のように改める。

三十五 国立研究開発法人国立環境研究所

(日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正)

第五十七条 日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成九年政令第三百五十四号)の一部を次のように

改正する。

第十五条の二中「第四十六条の二第六項」を「第四十六条の二第五項」に、「第二条の二」を「第四条」に、「第二条の六」を「第八条」に、「第二条の七第一項」を「第九条第一項」に、「第二条の八」を「第十条の」に、「第二条の二、第二条の四第一項」を「第四条、第六条第一項」に、「第二条の八第一項」を「第十条第一項」に、「第二条の二第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に、「第二条の四第一項第七号」を「第六条第一項第七号」に、「第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十四条第三項」を「第五条第一項中「中期目標管理法（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあり、及び同令第七条第一項中「中期目標管理法の

中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号」に改め、「第三十条第一項」の下に「の中期計画において同条第二項第五号」を加え、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」とを削る。

(文部科学省組織令の一部改正)

第五十八条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十九号から第四十三号まで」を「前項第二十八号から第四十二号まで」に改める。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第七条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、同条第三十一号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同号を同条第三十号とする。

第八条第十四号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条第二十号中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第九条第十七号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条第十九号中「独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第二十条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三十条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第四十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第五十六条第八号を削る。

第五十七条第七号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

第六十三条第四号及び第六号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第六十八条第八号中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

第六十九条第九号中「独立行政法人物質・材料研究機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改める。

第七十二条第六号中「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に改める。

第七十三条第七号中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

第七十五条第九号及び第十号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第七十六条第十二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第七十九条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第九十五条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とする。

第一百条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とする。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第五十九条 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読

替え等に関する政令

第一条中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）」に改め、同条の表中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

第二条中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令

第一条第一項中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（）」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）」に改め、同項第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を

「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第七条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改める。

（独立行政法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第六十一条 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令

第一条第一項中「独立行政法人科学技術振興機構法（）」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に改め、同項第三号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

第九条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間



」を「中長期目標の期間」に改める。

第十二条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条第四項中「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第十三条中「前条第三項」を「前条第四項」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

（独立行政法人理化学研究所法施行令の一部改正）

第六十二条 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人理化学研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人理化学研究所法（」を「国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号。」に改め、同項第三号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

（国立大学法人評価委員会令の一部改正）

第六十三条 国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績」を「国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する同項各号に定める事項」に、「同条第三項」を「同法第三十一条の三第二項」に改め、同条第二項中「準用通則法第三十二条第三項」を「国立大学法人法第三十一条の三第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第六十四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第二項」に改める。

第七条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十三条第一項第十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改め、同条第二項の表国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条の項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改

める。

（独立行政法人海洋研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十五条 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構法施行令

第一項中「独立行政法人海洋研究開発機構法（）」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）」に改め、同項第三号中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十六条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号。」に改める。

第二条第一項第四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第六十七条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表の七の項第四号を削る。

## 第十節 厚生労働省関係

(医療法施行令の一部改正)

第六十八条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

(労働組合法施行令の一部改正)

第六十九条 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「特定独立行政法人(同項に規定する特定独立行政法人)」を「行政執行法人(同項に規定する行政執行法人)」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第二十三条の二第一項中「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に改める。

第二十六条の二第一号及び第三号並びに第二十八条の見出し中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令の一部改正）

第七十条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の労働関係に関する法律施行令

第一条第一項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第四項及び第五項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第四条の見出しを「（行政執行法人担当委員会議）」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公

益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第七条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第七十一条 次に掲げる政令の規定中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究

開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「独立行政法人建築研究所」、「独立行政法人港湾空港技術研究所」、「独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター」、「独立行政法人国立国際医療研究センター」、「独立行政法人国立循環器病研究センター」、「独立行政法人国立成育医療研究センター」、「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「独立行政法人産業技術総合研究所」、「独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「独立行政法人電子航法研究所」、「独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「独立行政法人日本原子



力研究開発機構」、「独立行政法人農業環境技術研究所」、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「独立行政法人理化学研究所」を削る。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

三 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第七十二条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項及び第四十条第一号中「第三項」を「第二項」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第七十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合

研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「独立行政法人建築研究所」、「独立行政法人港湾空港技術研究所」、「独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「独立行政法人国立国際医療研究センター」、「独立行政法人国立成育医療研究センター」、「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「独立行政法人産業技術総合研究所」、「独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「独立行政法人電子航法研究所」、「独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「独立行政法人農業環境技術研究所」、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独

立行政法人農業生物資源研究所」、  
「立行政法人物質・材料研究機構、立行政法人防災科学技術研究所、立行政法人放射線医学総合研究所」及び「立行政法人理化学研究所」を削る。

附則第四項中「立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第七十四条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第八号中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第七十六條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四條第一項」を「第三条の二」に改める。

第十五條第十七号を削る。

第二十六條第五号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第六十條第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同條第八号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第六十三條中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(健康増進法施行令の一部改正)

第七十七条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び第三条第二号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第七十八条 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第九項中「別表」を「別表第一」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第七十九条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第三条中「第十六条第二項本文」を「第十八条第二項本文」に、「第十六条第二項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に改める。

第四条、第五条第一項及び第十五条第一項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十六条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第三十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第十六条第一項

附則第二十九条第二号中「第三条第二項第二号」を「第二百二十四条の三において読み替えて適用する同法第三条第二項第二号」に改め、「国立ハンセン病療養所」の下に「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」を加える。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第八十条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正)

第八十一条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令(平成十六年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所(」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

附則第九条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)

第八十二条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次の



ように改正する。

第二条第一項及び第四条中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令の一部改正)

第八十三条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令(平成二十二年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令

第一条第一項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号。」に改める。

第五条第一項中「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

附則第九条中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)

第八十四条 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十七条の規定による改正後の」を削り、「別表」を「別表第一」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正）

第八十五条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八十六条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「附則第二条第十項」を「附則第二条第九項」に改め、「以下「最終事業年度」と」の下に「、「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年

法律第六十六号)による改正後の通則法(以下「新独立行政法人通則法」という。)第四十四条第一項」とを、「中期目標の期間の次の」の下に「中期目標」を加え、「通則法第二十九条第二項第一号に規定する」を「新独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標」に改める。

第二十三条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)」に改める。

#### 第十一節 農林水産省関係

(森林法施行令の一部改正)

第八十七条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三号を次のように改める。

三 国立研究開発法人森林総合研究所

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第八十八条 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。  
(種苗法施行令の一部改正)

第八十九条 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)

第九十条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八号を削る。

第八十一条第二号、第八十五条第二号、第九十七条第十八号及び第十九号、第九十八条第八号並びに第一百八条第四号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第一百条第五号及び第六号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第七号を削る。

第一百十二条第七号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。  
第三百三十九条第四号中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同条第五号を削る。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令の一部改正)

第九十一条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。」に改める。

第二条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改め

る。

第三条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第四条第一項中「第十六条第三項（同条第五項）」を「第十六条第二項（同条第四項）」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九十二条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（）」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）」に、「新令」を「機構法施行令」に、「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改め、同条第三

項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新令」を「機構法施行令」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九十三条 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第九十四条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令

第一条中「独立行政法人森林総合研究所法（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に、「独立行政法人森林総合研究所（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所（）」に

、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第二条中「独立行政法人森林総合研究所法施行令」を「国立研究開発法人森林総合研究所法施行令」に改める。

第五条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第六条中「独立行政法人森林総合研究所（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所（）」に、「独立行政

法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第七条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十一条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十二条中「独立行政法人森林総合研究所（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所（）」に、「独立行

政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十三条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十四条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十五条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行



政法人森林総合研究所（「を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所  
」」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十六条第二項の表中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め  
る。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正  
する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第九十五条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一  
部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）の一  
部を次のように改正する。

附則第二条中「第七条の規定による改正後の」を削り、「法第四条の規定による改正後の特定独立行政  
法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五  
七号）」に改める。

（森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一

部改正)

第九十六条 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所法施行令の一部改正）

第九十七条 独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人森林総合研究所法（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）」に改める。

第三条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

## 第十二節 経済産業省関係

(火薬類取締法施行令の一部改正)

第九十八条 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号を次のように改める。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(信用保証協会法施行令の一部改正)

第九十九条 信用保証協会法施行令(昭和二十八年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「により」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の

整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通

信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第三条の」を加える。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正)

第百条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号

)の一部を次のように改正する。



構」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

第百一条 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(計量法施行令の一部改正)

第百二条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項、第二十二条及び第二十五条第二号から第四号までの規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第二十六条の二第二号を次のように改める。

- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第二十六条の二第四号を次のように改める。

四 国立研究開発法人国立環境研究所

別表第四第一号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第百三条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号及び第二号を次のように改める。

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第二第五号から第七号までを次のように改める。

五 国立研究開発法人物質・材料研究機構

六 国立研究開発法人防災科学技術研究所

七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第二第十号から第十二号までを次のように改める。

十 国立研究開発法人科学技術振興機構

十一 国立研究開発法人理化学研究所

十二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

別表第二第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 国立研究開発法人海洋研究開発機構

十五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

別表第二第十九号から第二十五号までを次のように改める。

十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

二十 国立研究開発法人国立がん研究センター

二十一 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

二十二 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター



二十三 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十四 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

二十五 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

別表第二第三十号から第三十六号までを次のように改める。

三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

三十一 国立研究開発法人農業生物資源研究所

三十二 国立研究開発法人農業環境技術研究所

三十三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

三十四 国立研究開発法人森林総合研究所

三十五 国立研究開発法人水産総合研究センター

三十六 国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第二第三十九号から第四十一号までを次のように改める。

三十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

四十 国立研究開発法人土木研究所

四十一 国立研究開発法人建築研究所

別表第二第四十三号から第四十五号までを次のように改める。

四十三 国立研究開発法人海上技術安全研究所

四十四 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

四十五 国立研究開発法人電子航法研究所

別表第二第四十九号を次のように改める。

四十九 国立研究開発法人国立環境研究所

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四百四条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研

究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第百五条 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第七号から第九号までを次のように改める。

- 七 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 八 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 九 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二 国立研究開発法人科学技術振興機構

十三 国立研究開発法人理化学研究所

十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

別表第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 国立研究開発法人海洋研究開発機構

十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

別表第二十二号から第二十八号までを次のように改める。

二十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

二十三 国立研究開発法人国立がん研究センター

二十四 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

二十五 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

二十六 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十七 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

二十八 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

別表第三十三号から第三十九号までを次のように改める。

三十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

三十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所

三十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所

三十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

三十七 国立研究開発法人森林総合研究所

三十八 国立研究開発法人水産総合研究センター

三十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第四十二号から第四十四号までを次のように改める。

四十二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

四十三 国立研究開発法人土木研究所

四十四 国立研究開発法人建築研究所

別表第四十六号から第四十八号までを次のように改める。

四十六 国立研究開発法人海上技術安全研究所

四十七 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

四十八 国立研究開発法人電子航法研究所

別表第五十二号を次のように改める。

五十二 国立研究開発法人国立環境研究所

(経済産業省組織令の一部改正)

第百六条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十八号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第二十九号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第十八条第五号を削る。

第五十八条第十号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第十一号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第二百二十九条第三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附則第九条の表中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」に改める。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第一百七条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号。」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第十条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第十二条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正）

第百八条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第四条第一項、第二項及び第四項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改



める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第九十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第四条第一項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五条第一項中「第十九条第三項（同条第五項）」を「第十九条第二項（同条第四項）」に改める。

第七条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令の一部改正）

第一百十条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「改正法」という。）」及び「（以下「従前の研究所」という。）」を削り、

「独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改め、同条第二項を削る。

（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第百十一条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

### 第十三節 国土交通省関係

（船舶安全法施行令等の一部改正）

第百十二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

一 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十五条の二

三 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）本則

四 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第六十四号）

## 第二条

五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）附則第五條

（港湾法施行令の一部改正）

第百十三條 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九條の三中「独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第百十四條 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」を

「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農林水産総合研究センター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に、「独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」に、「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究

センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（航空法施行令の一部改正）

第百十五条 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

（土地区画整理法施行令等の一部改正）

第百十六条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究

センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

一 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第二項

二 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第十三条第三号

三 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）第二条第三号へ

四 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第一百七条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年

政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に改める。

第十三条中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に、「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一百八条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十七号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第二十九号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第三十号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第一百十九条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号を削る。

第十条第十三号を削る。

第十四条第八号中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。

第十五条第一項第十一号中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

第十六条第七号中「独立行政法人土木研究所の」を「国立研究開発法人土木研究所の」に、「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法」に改める。

第三十条第八号を削る。

第四十六条第六号を削る。

第九十八条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第一百六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第一百五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百二十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三百三十二条第七号を削る。

第三百三十九条第七号を削る。

第四百四十三条第七号中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所



」に改める。

第一百五十四条第三号を削る。

第六十一条第六号中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同条第八号を削る。

第七十二条第四号を削る。

第七十五条第五号を削る。

第八十一条第三号中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

第八十九条第六号中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

第二百二十四条の七第四号を削る。

附則第十条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

(独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正)

第二百二十条 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二

十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令

本則中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号

)」に改める。

(独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令の一部改正)

第二百一十一条 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令(平成十二年政令第三

百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令

本則中「独立行政法人建築研究所法」を「国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号

)」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二百二十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、「独立行政法人情報通信研究機構」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を削る。

附則第三条中「、独立行政法人森林総合研究所」を「、国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第一号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（小型船舶登録令の一部改正）

第二百二十三条 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三号を次のように改める。

三 国立研究開発法人防災科学技術研究所

第三十一条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人水産総合研究センター

第三十一条第九号を次のように改める。

九 国立研究開発法人国立環境研究所

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第二百二十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第十三条第一項中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十四条第一項中「第十八条第四項(同条第六項)」を「第十八条第三項(同条第五項)」に改める。

第十六条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に、「あん分した」を「あん按分した」に改め、同条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第二百二十五条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第五十九条」を「第五十八条」に改める。

第五十六条を削る。

第五十七条の前の見出しを削り、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付し、第五十八条を第五十七条とし、第五十九条を第五十八条とする。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二百六十六条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第二百二十七条 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第九条第一項及び第二項中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十条中「第十八条第四項（同条第六項）」を「第十八条第三項（同条第五項）」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に改める。

附則第十三条中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十項」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に改める。

（雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第二百二十八条 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術

研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農学生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「独立行政法人建築研究所」、「独立行政法人港湾空港技術研究所」、「独立行政

政法人国際農林水産業研究センター」、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター」、独立行政法人国立国際医療研究センター」、独立行政法人国立成育医療研究センター」、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、独立行政法人国立長寿医療研究センター」、独立行政法人産業技術総合研究所」、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、独立行政法人電子航法研究所」、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、独立行政法人日本医療研究開発機構」、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「独立行政法人理化学研究所」を削る。

#### 第十四節 環境省関係

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二百二十九条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二



十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

別表第三第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 国立研究開発法人物質・材料研究機構
  - 二 国立研究開発法人放射線医学総合研究所
- 別表第三第四号から第十号までを次のように改める。
- 四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
  - 五 国立研究開発法人農業生物資源研究所
  - 六 国立研究開発法人農業環境技術研究所
  - 七 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
  - 八 国立研究開発法人森林総合研究所
  - 九 国立研究開発法人水産総合研究センター

十 国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第三第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 国立研究開発法人海上技術安全研究所

十三 国立研究開発法人国立環境研究所

別表第三第十六号から第二十一号までを次のように改める。

十六 国立研究開発法人国立がん研究センター

十七 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

十八 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

十九 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

二十一 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三百三十条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十

九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 国立研究開発法人物質・材料研究機構

四 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

第三十一条第二項第十号から第十六号までを次のように改める。

十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十一 国立研究開発法人農業生物資源研究所

十二 国立研究開発法人農業環境技術研究所

十三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

十四 国立研究開発法人森林総合研究所

十五 国立研究開発法人水産総合研究センター

十六 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第三十一条第二項第十九号を次のように改める。

十九 国立研究開発法人海上技術安全研究所

第三十一条第二項第二十一号を次のように改める。

二十一 国立研究開発法人国立環境研究所

第三十一条第二項第二十四号から第二十九号までを次のように改める。

二十四 国立研究開発法人国立がん研究センター

二十五 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

二十六 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

二十七 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十八 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

二十九 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

(環境省組織令の一部改正)

第百三十一条 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同項第十八号中「独立行政法人国立環境研

研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条第二項中「同項第十七号」を「同項第十六号」に、「同項第二十号」を「同項第十九号」に改める。

第二十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第九号中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正)

第三百三十二条 次に掲げる政令の規定中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国

立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「独立行政法人建築研究所」、「独立行政法人港湾空港技術研究所」、「独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「独立行政法人国立環境研究所、独

立行政法人国立がん研究センター」、  
「独立行政法人国立国際医療研究センター」、  
「独立行政法人国立循環器病研究センター」、  
「独立行政法人国立成育医療研究センター」、  
「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、  
「独立行政法人国立長寿医療研究センター」、  
「独立行政法人産業技術総合研究所」、  
「独立行政法人情報通信研究機構」、  
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、  
独立行政法人森林総合研究所、  
独立行政法人水産総合研究センター」、  
「独立行政法人電子航法研究所」、  
「独立行政法人土木研究所」、  
独立行政法人日本医療研究開発機構」、  
「独立行政法人日本原子力研究開発機構」、  
「独立行政法人農業環境技術研究所」、  
「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」、  
独立行政法人農生物資源研究所」、  
「独立行政法人物質・材料研究機構」、  
独立行政法人防災科学技術研究所、  
独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「独立行政法人理化学研究所」を削る。

一 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

二 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正)

第三百三十三条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害



・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

#### 第十五節 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三百三十四条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項第一号及び第三号中「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

(防衛省組織令の一部改正)

第三百三十五条 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

第十三条の二中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二百十六条第一項中「、独立行政法人評価委員会」を削る。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三百三十六条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、独立行政法人評価委員会」を削る。

第五十二条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五十九条の五第一項ただし書及び第六十条の二中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

## 第二章 経過措置

（意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務及び事業に関する経過措置）

第三百三十七条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」

という。）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた改正法による改正後の独

立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「新通則法」という。）第三十五条の四第四項に規定

する軽微な研究開発（新通則法第二条第三項に規定する研究開発をいう。）の事務及び事業として政令で定めるものについては、第二十九条による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（第三百三十九条第一項において「新共通事項政令」という。）第一条の規定の例による。

（独立行政法人評価委員会の委員の任期に関する経過措置）

第三百三十八条 この政令の施行の日（第五百五十四条において「施行日」という。）の前日において次に掲げる独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、第一条の規定による廃止前のそれぞれの政令の当該委員の任期を定めた規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一 内閣府の独立行政法人評価委員会
- 二 総務省の独立行政法人評価委員会
- 三 財務省の独立行政法人評価委員会
- 四 文部科学省の独立行政法人評価委員会
- 五 厚生労働省の独立行政法人評価委員会
- 六 農林水産省の独立行政法人評価委員会

七 経済産業省の独立行政法人評価委員会

八 国土交通省の独立行政法人評価委員会

九 環境省の独立行政法人評価委員会

十 外務省の独立行政法人評価委員会

十一 防衛省の独立行政法人評価委員会

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十九条 中期目標管理法(新通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。第四百七十七条において同じ。)の長は、平成二十七年四月一日の属する年度(新共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。)については、新通則法第五十条の八第三項の規定による報告をすることを要しない。

2 前項の規定は、国立研究開発法人(新通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。第四百四十八条において同じ。)の長について準用する。この場合において、前項中「第五十条の八第三項」とあるのは、「第五十条の十一において準用する新通則法第五十条の八第三項」と読み替えるものとする。

3 旧特定独立行政法人(改正法による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政

法人をいう。以下同じ。）の役員であつた者は、新通則法第五十四条第一項の規定の適用については、行政執行法人（新通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。第四百二十五条を除き、以下同じ。）の役員であつた者とみなす。

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第四百十条 旧特定独立行政法人の役員であつた者は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第二条の規定による改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「新国家公務員法」という。）第六十六条の二第一項並びに第一百十二条第一号及び第二号（これらの規定を新通則法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新国家公務員法第六十六条の二第一項に規定する役員であつた者とみなす。

2 旧特定独立行政法人の役員としての前歴は、新国家公務員法第六十六条の八第一項の規定の適用については、同項に規定する役職員としての前歴とみなす。

3 旧特定独立行政法人の役員としての前歴は、新国家公務員法第六十六条の十四第五項の規定の適用につい

ては、同項に規定する役職員としての前歴とみなす。

(独立行政法人国立病院機構の職員の再就職の届出等に関する経過措置)

第四百四十一条 施行日前の国立病院機構（整備法の施行の日の前日までの間における独立行政法人国立病院機構をいう。以下この条において同じ。）の職員が整備法の施行前に整備法第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）第六十六条の二十三第一項の規定による届出をした場合における同条第三項及び旧国家公務員法第六十六条の二十五の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項中「第一項の届出を受けた任命権者は、当該」とあるのは「独立行政法人国立病院機構の理事長は、第一項の規定による」と、「である」とあるのは「であつた」とする。

2 施行日前の国立病院機構の職員であつた者に関する新国家公務員法第六十六条の十六、第六十六条の十七、第六十六条の十八第一項、第六十六条の十九、第六十六条の二十第二項及び第三項並びに第六十六条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、独立行政法人国立病院機構の理事長は、これらの規定に規定する任命権者とみなす。

3 施行日前の国立病院機構の理事長であった者又は監事であった者に関する第三百三十九条第三項の規定によりみなして適用する新通則法第五十四条第一項において準用する新国家公務員法第百六条の十六、第百六条の十七、第百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第二項及び第三項並びに第百六条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、厚生労働大臣は、これらの規定に規定する任命権者とみなす。

4 施行日前の国立病院機構の役員（理事長又は監事を除く。）であった者に関する第三百三十九条第三項の規定によりみなして適用する新通則法第五十四条第一項において準用する新国家公務員法第百六条の十六、第百六条の十七、第百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第二項及び第三項並びに第百六条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、独立行政法人国立病院機構の理事長は、これらの規定に規定する任命権者とみなす。

5 施行日前の国立病院機構の理事長であった者又は監事であった者に関する第四百四十四条の規定により読み替えて適用する第九条の規定による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（以下「新役員退職管理令」という。）第十五条第一項及び第二項の規定並びに第四百四十四条の規定により読み替えて

適用する新役員退職管理令第二十条において準用する新役員退職管理令第十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員の職の任命権者」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

- 6 施行日前の国立病院機構の役員（理事長又は監事を除く。）であつた者に関する第四百四十四条の規定により読み替えて適用する新役員退職管理令第十五条第一項及び第二項の規定並びに第四百四十四条の規定により読み替えて適用する新役員退職管理令第二十条において準用する新役員退職管理令第十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員の職の任命権者」とあるのは、「独立行政法人国立病院機構の理事長」とする。
- 7 新国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定は、整備法附則第二十三条の規定により独立行政法人国立病院機構の職員となつた場合については、適用しない。

（職員の在職期間に関する経過措置）

第四百二十二条 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号） 附則第四条第三項	機構の成立				独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第八十八条の規定による改正前の第三条において「旧機構」という。）の成立	
国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号） 附則	機構の成立	旧機構を	その者の機構	その者の旧機構	引き続き機構	引き続き旧機構（機構を含む。以下この項において同じ。）
機構を	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第九十二条の規定による改正前の第三条の	引き続き機構	引き続き旧機構	引き続き機構	引き続き旧機構	

<p>第四条第三項</p>					
<p>独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項</p>		<p>引き続き機構</p>	<p>引き続き機構</p>	<p>その者の機構</p>	<p>機構を</p>
<p>引き続き研究所</p>	<p>独立行政法人海洋研究開発機構（以下この項において「旧機構」という。）の成立</p>	<p>引き続き旧機構</p>	<p>引き続き旧機構（機構を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>その者の旧機構</p>	<p>旧機構を</p>
<p>引き続き研究所</p>					
<p>引き続き研究所</p>					

		<p>独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）附則第四条第三項</p>	
その者の機構	引き続き機構	引き続き機構	引き続き機構
その者の旧機構	引き続き旧機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。以下この項において同じ。）	「と（旧機構）」	引き続き旧研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。以下この項において同じ。）
		旧研究所を	その者の旧研究所
		旧研究所を	その者の旧研究所
		引き続き独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（以下この項において「旧機構」という。）	

	機構を	旧機構を
<p>独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）附則第四条第六項</p>	<p>引き続き当該施行日後の研究所等</p>	<p>引き続き当該施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第四条第三項</p>	<p>引き続き当該施行日後の研究機構等</p>	<p>引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項に</p>

		<p>（おいて同じ。）</p>
<p>独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）附則第四条第三項</p>	<p>引き続き当該施行日後の土木研究所等</p>	<p>引き続き当該施行日後の土木研究所等（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）附則第四条第三項</p>	<p>引き続き施行日後の研究所</p>	<p>引き続き施行日後の研究所（国立研究開発法人国立環境研究所を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>独立行政法人に係る改革</p>	<p>引き続きいて森林総合</p>	<p>引き続きいて独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>

<p>を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第八条第二項</p>	<p>研究所</p>	<p>の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第六十七号）第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（以下この項において「旧森林総合研究所」という。）</p>
<p>引き続き森林総合研究所</p>	<p>及び森林総合研究所 森林総合研究所を</p>	<p>引き続き旧森林総合研究所（国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。） 及び旧森林総合研究所 旧森林総合研究所を</p>
<p>高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）</p>	<p>国立高度専門医療研究センターの成立</p>	<p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律</p>

附則第五条第三項

	<p>(平成二十年法律第九十三号) 第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター(以下この項において「旧国立高度専門医療研究センター」という。)の成立</p>
<p>引き続き国立高度専門医療研究センター</p>	<p>引き続き旧国立高度専門医療研究センター</p>
<p>引き続き国立高度専門医療研究センター</p>	<p>引き続き旧国立高度専門医療研究センター(国立高度専門医療研究センターを含む。以下この項において同じ。)</p>
<p>その者の国立高度専門医療研究センター</p>	<p>その者の旧国立高度専門医療研究センター</p>
<p>国立高度専門医療研究センター</p>	<p>旧国立高度専門医療研究センターを</p>

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四百十三條 整備法第四百條の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この項において「旧特労法」という。）第七条第一項ただし書に規定する事由により旧特労法第二条第二号に掲げる職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令（次項において「新退手法施行令」という。）第六条第三項第一号の規定の適用については、整備法第四百條の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

2 この政令の施行前に旧特定独立行政法人を退職した者に関する新退手法施行令第十条の規定の適用については、同条中「行政執行法人」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人」とする。



(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第四百四十四条 新役員退職管理令第十一条第三号及び第七号、第十二条第三号、第十五条、第二十条並びに第二十一条第二項第三号の規定の適用については、当分の間、新役員退職管理令第十一条第三号中「役員の職」とあるのは「役員職又は旧特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員職」と、同条第七号中「役員職」とあるのは「役員職若しくは旧特定独立行政法人の役員職」と、新役員退職管理令第十二条第三号中「役員職」とあるのは「役員職又は旧特定独立行政法人の役員職」と、新役員退職管理令第十五条第一項及び第二項中「であった者」とあるのは「であった者又は旧特定独立行政法人の役員であった者」と、「相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員職」と、同条第三項中「役員職」と、「とあるのは「役員職又は旧特定独立行政法人の役員職」と、「と、新役員退職管理令第二十条中「役員職」と、「とあるのは「役員職又は旧特定独立行政法人の役員職」と、「と、「読み替える」とあるのは「第十五条第一項中「であった者」とあるのは「であった者又は旧特定独立行政法人の役員であった者」と、「相

当する職」とあるのは「相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員の職」と読み替える」と、新役員退職管理令第二十一条第二項第三号中「役員の職」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人の役員の職」とする。

（官民の人材交流の範囲を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十五条 旧特定独立行政法人は、第十八条の規定による改正後の官民の人材交流の範囲を定める政令第四号の規定の適用については、同号に規定する行政執行法人とみなす。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十六条 この政令の施行前に公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項に規定する行政機関の職員が作成し、又は取得した第二十条の規定による改正前の公文書等の管理に関する法律施行令別表の二十四の項に規定する文書の保存期間については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十七条 中期目標管理法のうち、この政令の施行後新通則法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係るこ

の政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における第三十二条による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下この条から第一百五十一条までにおいて「新独法等情報公開法施行令」という。）第十二条第二項第四号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「同法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2 中期目標管理法のうち、この政令の施行後新通則法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の

規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第四百四十八条 国立研究開発法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係る

るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「同法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「及び旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2 国立研究開発法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間にお

る業務の実績に係る評価の結果の通知、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同条第一項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第四百四十九条 行政執行法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評

価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「同法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2 行政執行法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく評価の結果の通知の日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果

」とする。

第五十条 整備法第九十三条による改正後の国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下この条において「新国立大学法人法」という。）第二条第五項に規定する国立大学法人等（次項において「新国立大学法人等」という。）のうち、この政令の施行後新国立大学法人法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(4)の規定の適用については、同号イ(4)中「同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第九十三条による改正前の国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧準用通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同



項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧準用通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2 新国立大学法人等のうち、この政令の施行後新国立大学法人法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(4)の規定の適用については、同号イ(4)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に

係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第九十三条による改正前の国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第百五十一条 この政令の施行後最初に行われる整備法第五十六条による改正後の総合法律支援法（平成二十六年法律第七十四号。次項において「新総合法律支援法」という。）第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(5)の規定の適用については、同号イ(5)中「同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第五十六条による改正前の総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）

による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧準用通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧準用通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2 通知日からこの政令の施行後最初に行われる新総合法律支援法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(5)の規定の適用については、同号イ(5)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第

六十七号) 第五十六条による改正前の総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

(独立行政法人造幣局法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第百五十二条 整備法附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十七条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号)第十五条第一項、第二項及び第五項の規定による積立金の処分については、第四十八条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法施行令(以下この条において「旧造幣局法施行令」という。)第一条、第二条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧造幣局法施行令第一条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧造幣局法施行令第二条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧造幣局法施行令第四条第一項中「次の中期目標の期間に」とあるのは「中期目標の期間の次の事業年度に」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」とする。

(独立行政法人国立印刷局法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十三条 整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)第十五条第一項、第二項及び第五項の規定による積立金の処分については、第四十九条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法施行令(以下この条において「旧印刷局法施行令」という。)第一条、第二条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧印刷局法施行令第一条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧印刷局法施行令第二条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧印刷局法施行令第四条第一項中「次の中期目標の期間に」とあるのは「中期目標の期間の次の事業年度に」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」とする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十四条 施行日の前日において旧特定独立行政法人の職員であった者であって引き続き施行日に第三百三十四条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(以下この条において「新防衛

省職員給与令」という。）第一条第一号に規定する職員となったもの及びこの政令の施行の際現に旧特定独立行政法人の職員であつた者として整備法第二百七条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する整備法第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新防衛省職員給与令第十条の二第三項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの者は、整備法第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十五条 この政令の施行前に旧特定独立行政法人の職に就いていた者に関する第三百三十六条の規定による改正後の自衛隊法施行令第五十九条の五第一項ただし書の規定の適用については、その者は、当該職に就いていた間は、行政執行法人の職に就いていた者とみなす。

## 附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、公

布の日から施行する。